

市立吹田サッカースタジアム ネーミングライツパートナー募集に係る質問について

質問 1

募集要項 3 ページ 《 5 (1) 【提出書類】オ 》

- ・「登記事項証明書」について、「現在事項全部証明書」のコピーの提出のみでよいですか。（それとも、「現在事項全部証明書」の原本、さらには商業登記簿謄本も必要でしょうか。）

回答 1

提出書類中、オ「登記事項証明書」につきましては、「現在事項全部証明書」のみの提出で構いませんが、原本（正本）につきましてはコピー不可となっておりますので、原本の提出をお願いします。